公益財団法人
福島県文化振興財団

令和８年度

（公財）福島県文化振興財団
助成事業

申請団体募集

福島県内で活動する文化団体などが
令和8年度（一部事業は令和10年度まで）に実施する事業に対し、事業費の一部を助成します。

申請期間　令和7年 12月1日（月） ～ 令和8年 1月30日（金）

申請方法　各市町村担当部署へ申請書をご提出ください
※申請書の様式が新しくなりました！

申請書
募集要項
とうほう・みんなの文化センターHP「助成事業」▲

対象事業

県民文化活動推進事業
美術展、演奏会、演劇などの公演、文芸誌・郷土史の出版
自主制作の映画の上映
アニメーションの発表　など

県民文化発信交流事業
県の代表や公的機関からの招へいにより国内のコンクールや発表会への参加　など

文化財保護事業
文化財の修繕
文化財関連の展示
民俗芸能発表会　など

「文化の力」による地域づくり事業
地域の文化資源をいかして地域活性化のために行う３年継続事業

オンライン説明会

オンライン会議ツール「Zoom」を用いて
申請方法や対象事業についてご説明いたします。
※説明会への参加の有無は、助成の採否には影響しません。

定員各回先着80名

第１回
令和7年12月17日(水) 18:00～

第２回
令和7年12月21日(日) 10:00～

申込締切：令和７年12月12日(金)
お申込みはコチラ▶

お問合せ
(公財)福島県文化振興財団　文化推進課
〒960-8115　福島市山下町１-２５　とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)管理事務所内
TEL (024)534-9191　FAX (024)536-1926　Email culture@fcp.or.jp

令和８年度助成事業の概要

詳細はこちらからも確認できます▶

対象事業（時期）

令和８年４月１日(水)から
令和９年３月３１日(水)まで
の間に実施する事業
※「文化の力」による地域づくり事業については
　令和１１年３月３１日(土)までの３年継続事業

対象者

福島県内に活動の本拠を有する文化団体等で、
次の①～④を満たすもの。
① 一定の規約を有すること
② 代表者及び所在地が明らかであること
③ 会計経理が明確であること
④ 一定の活動実績があること
　またはその見込みがあること

対象となる文化活動の範囲

美　術	絵画、彫刻、工芸、書、デザイン　※遺作展を除く
音　楽	邦楽（民謡、詩吟を含む）、洋楽
演　劇	伝統演劇、現代演劇
文　学	小説、エッセー、ノンフィクション、戯曲、詩、短歌、俳句、川柳、評論、児童文学、随筆　※遺稿集を除く
舞　踊	邦舞（民謡を含む）、洋舞
メディア芸術	映画（自主制作）、漫画、アニメーション、コンピュータ機器等を利用した芸術
文化財	民俗芸能、伝統技術、文化財
郷土史誌	※遺稿集を除く

助成金額

県民文化活動推進事業	県民文化発信交流事業	文化財保護事業	「文化の力」による地域づくり事業
上限額 ５・10・12 万円 団体の規模に応じて決定	上限額 10 万円	上限額 20 万円	上限額 ３年間30万円 単年度10万円まで

スケジュール

- 令和７年12月１日 ～ 令和８年１月30日：**申請期間**
  ※ 各市町村担当窓口へ提出
- **審査委員会(書類審査)**
  ※助成対象外事業は申請書を返送
- 4月上旬：**内定団体決定(郵送通知)**
- 4月上旬 ～ 事業実施完了：**事業実施期間**
  ※助成対象経費の領収書は全て保管してください
- 事業実施完了後2か月以内または令和9年4月10日（※いずれか早い日）：**実績報告書提出**
  ※ 財団へ直接提出
- 事務局による精査終了後：**助成金交付**
  ※団体口座へ振り込みによる

助成対象経費 「募集要項」も必ずご確認ください。

費目名	対象となるものの例
使用料及び賃借料	① 会場使用料 ② 展示パネル、音響・照明器具・楽器類の借上げ料 ③ バリアフリー機器等の借上げ料
通信運搬費	① 郵便・宅配便の使用料 ② 機材や作品の運搬・搬入・搬出にかかる費用
印刷製本費	① 看板・チラシ・ポスター・プログラム・チケット等の作成費 ② 音声読み上げに対応した二次元コードやリーフレット、点字による作品解説やプログラム・チラシ等の作成費
審査員・講師等の旅費	講師・審査員・指揮者・伴奏者等の交通費、宿泊費
謝金・賃金	① 講師・審査員等の謝金 ② 会場整理員・会場設置員(バリアフリー機材の設置を含む)の賃金 ③ 通訳、翻訳、手話通訳士、介助士、要約筆記者等の謝金
賞金・賞品	賞金・賞品等にかかる費用
その他の経費	会場の冷暖房費、会場清掃料、著作権使用料、ピアノ調律料、音声ガイド・字幕の制作委託費等、上記の経費に準じるもの